

平成26年6月10日

条例第17号

(設置)

第1条 本村におけるむらづくりの基本的理念や、村政運営の基本的事項等を定めるむらづくり基本条例(以下「条例」という。)の策定にあたり、住民、議会、行政が協働して必要な事項の調査及び審議を行うため、むらづくり基本条例策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例に規定する事項、内容等の調査及び審議に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) 条例に係る広報及び啓発に関すること。
- (4) その他、条例の制定のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、[前項](#)の事務を遂行した結果を取りまとめ、村長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) むらづくり委員会から選出された者
- (3) 村議会から選出された者
- (4) 村職員から選出された者
- (5) その他村長が必要と認めた者

2 委員の任期は、[第1条](#)に掲げる条例の制定の日までとする。

(助言者)

第5条 委員会に必要により助言者を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第8条 委員会に専門事項の調査及び審議を行うため部会を設置することができる。

(関係者の出席及び資料)

第9条 委員長は、議事に関して必要と認めた場合において、関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第10条 委員の中から選出して事務局を組織する。

2 委員会の庶務は、みらい創造課において処理する。

(委任)

第11条 [この条例](#)に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 [この条例](#)の施行後、最初に行われる委員会は[第7条第1項](#)の規定に関わらず、村長が招集する。